

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から同年6月まで  
②昭和38年4月から39年3月まで

私は、「ねんきん特別便」を見るまでは、国民年金制度発足当初に国民年金に加入していたことを忘れていた。その当時、同居していた母親に、毎月、小遣いを渡しており、その中から母親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間①が未納とされていることに納得ができない。

また、昭和38年2月に結婚式を挙げ、同年3月にA市に転居した。同年4月ごろ、A市の職員が二人で自宅を訪ねて来て、国民年金への加入を勧めたので、夫と共に加入した。申立期間②の国民年金保険料は、私自身がA市B支所で夫婦二人分を納付していた。領収証や年金手帳は引っ越しなどで紛失してしまったが、60歳になるまで毎月きちんと納付していたことは間違いない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、3か月と短期間である上、国民年金制度発足当初に払い出された申立人の一つ目の国民年金手帳記号番号は、その当時、同居していた申立人の兄と連番で払い出されていることが確認できるところ、当該記号番号で管理されていた申立人の納付記録は、当該期間を除き、昭和36年7月から41年3月までの期間における申立人の兄の納付記録とおおむね一致していることから、申立人が主張するとおり、当該期間当時、申立人の母親が申立人及び申立人の兄の国民年金保険料

を納付していたことがうかがえ、当該期間について、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間②については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月20日に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できるところ、申立人の当該期間は申請免除期間とされ、申立人の夫は未納期間とされているが、これは、申立人の一つ目の記号番号で管理されていた納付記録において、当該期間が申請免除期間とされていたことによるもので、申立人の二つ目の記号番号で管理されていた納付記録においては、申立人の夫と同様に当該期間は未納とされていたものと考えられる。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年8月31日まで

私は、平成7年8月末にA社を退職したが、その後、当該事業所が全喪した後に、私の標準報酬月額が同年4月1日までさかのぼって、当初、事業所が社会保険事務所に届け出た金額よりも低く訂正されていることが、社会保険事務所の訪問調査によって判明した。

当時の給与は、基本給が25万円で、諸手当を合わせて約27万円であった。私の申立期間に係る標準報酬月額を申立期間当時の給与に基づく金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月1日から7年8月31日まで26万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、当該回答票によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年4月3日）の後の平成8年4月12日付けで、7年4月1日に遡及して、申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円に引き下げられていることが確認できるところ、このような処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間に係る給与額は、基本給と諸手当を合わせて約27万円であった。」と主張しているところ、申立人の当該事業所に係る雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から算定した給与額は約25万円であり、訂正前の標準報酬月額（26万円）を疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないこと

から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、26 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで  
②昭和 38 年 4 月から 39 年 1 月まで

国民年金に加入した時期は詳しく覚えていないが、市役所の担当者から、「前の分を納めませんか。」と言われ、母親から 3 万円ほど借りて、未納分を一度に納付した。納付した国民年金保険料額は 5 万円くらいであったと思う。

私は、今まで、国民年金の空白期間は無いものと思っていたが、「ねんきん特別便」が届き、申立期間が空白期間とされていることを知り、納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 45 年 10 月ごろと推認され、社会保険庁の特殊台帳により、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した 39 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を第 1 回

目の特例納付により納付していることが確認でき、申立人が主張するとおり、国民年金の加入期間はすべて国民年金保険料を納付していることから、申立人は、特例納付により納付したことを当該期間の国民年金保険料を納付したと誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から45年5月まで

私は、昭和31年に結婚したが、自宅で雑貨店を経営していたので一定の収入があり、国民年金には制度発足当初から任意加入していた。

当時、叔父からも「国が行う年金制度だから納めたほうが良い。」と勧められたことを覚えている。

保険料は、自治公民館の婦人会の班長が毎月末に集金し、団体納付していた。

昭和63年の台風で住居兼店舗の一部が崩壊したので、その建て替えをした際に、年金関係の書類も一緒に処分したので、国民年金保険料を納付したことを証明できる資料は手元に無いが、納付していたことは間違いない。申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、「私が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことについて、当時、同じ婦人会に所属していた3人が証言してくれ



る。」としているところ、当該3人から事情を聴取したものの、いずれも申立人と異なる班に所属していたため、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付についての具体的な証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、昭和50年ごろ、A市役所かB社会保険事務所で、過去にさかのぼって納付できる期間の国民年金保険料として約10万円を納付し、未納期間を解消したと思っていた。その際、領収書を渡されなかったので、ちょっとおかしいと思ったが、役所がすることなので深くは疑わなかった。

ところが、最近になって、国民年金保険料が未納とされている期間があることが分かり、納付できない。申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人は、昭和50年11月13日に、第2回目の特例納付により申立期間直後の44年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付するとともに、同年4月から51年4月までの国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付していることが確認でき、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付した上で、60歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間がほぼ25年となることから、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が三つ払い出されているものの、

一つ目の記号番号は、昭和 35 年 10 月に申立人の元夫の弟と連番で払い出され、また、二つ目の記号番号は、39 年 12 月ごろに申立人の元夫の妹と連番で払い出されており、その二つの記号番号は、二つ目の記号番号に統合された後、理由は不明であるが、40 年 4 月 1 日付けで被保険者資格が喪失され、平成 21 年 3 月 31 日に申立人自らが 50 年 10 月ごろに手続した三つ目の記号番号に統合されるまで使用された形跡がうかがえない上、申立人自身も、自ら手続した三つ目の記号番号以外に記号番号が払い出されていたことを承知しておらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、昭和 50 年ごろに納付したとする国民年金保険料の金額は、その時点で未納とされていた申立期間を含む期間を第 2 回目の特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の額とは大きく相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、勤務先が厚生年金保険に加入していなかったため、母親の強い勧めで、国民年金に加入し、その手続や保険料の納付もすべて母親が行った。申立期間当時、両親と同居していたが、母親が母親自身の国民年金保険料300円と私の保険料250円を一緒に、町内の納付組織に納付していたと思う。当時、父親は病院に勤務しており、申立期間の国民年金保険料を納付できないような経済状況にはなかった。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は療養中で事情を聴取することができず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和52年7月ごろと推認でき、申立期間直後の昭和50年度及び51年度の国民年金保険料を、まとめて納付していることが確認できるとともに、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長崎厚生年金 事案 280

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 2 日まで

私は、昭和 61 年ごろ、旧 A 町（現在は、B 市）にあった C 社に入社し、平成 5 年 9 月まで坑内の通気係として勤務していた。入社当初は、厚生年金保険に加入していなかったことは知っており、また、経済的に余裕がなかったので国民年金保険料も納付していなかった。

しかし、昭和 63 年 4 月ごろに体調を崩し、病院に通うため、健康保険証が必要となったので、厚生年金保険に加入したと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、C 社に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同僚等の証言により確認できる。

しかし、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所で経理を担当していた事業主の妻は、「当時の資料は既に廃棄処分したので、申立人の申立てどおり届出を行ったかどうかについては不明であり、保険料を給与から控除していたかどうかについても不明であるが、A 町の現場で仕事をしてきた主人から、新たに厚生年金保険に加入させる場合、加入手続に必要な事項を記載した書類が F A X で送信されて来ていたので、それに基づいて私が加入手続をしていた。申立人について、厚生年金保険の加入手続をしたかどうかは覚えていないが、C 社における厚生年金保険の被保険者記録があるのであれば、そのころに加入手続をしたと思う。」としている上、同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の

事実をうかがわせる証言を得ることができなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録上の当該事業所に係る被保険者資格記録照会回答票において、申立人の当該事業所に係る被保険者資格取得日（平成4年3月2日）の処理が平成4年3月9日に行われていることが確認でき、被保険者資格が遡及<sup>そきゆう</sup>して訂正された形跡も無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、社会保険庁の記録上、申立人は、申立期間において国民年金被保険者とされており、申立期間のうち昭和63年4月1日から平成2年3月31日までの期間においては申請免除期間とされている上、当時、旧A町が保管していた国民年金被保険者名簿の「他年金制度の加入明細」欄に4年3月2日からC社と記載されていることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月8日から同年11月2日まで

私は、昭和28年1月8日にA社に臨時員として採用され、書類の集配業務をしていた。私の当該事業所に係る厚生年金保険の記録は、本採用された同年11月2日からとなっているが、私の後任の次に配属された者は、臨時員として採用された29年3月4日から厚生年金保険の記録があると聞いたので、私の臨時員であった期間が被保険者期間となっていないことに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に少なくとも当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和28年11月2日）以前から勤務していたことは、同僚3人の証言により推認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和27年10月から29年2月までの期間における厚生年金保険の被保険者資格取得状況を見ると、当該期間のうち、28年10月から同年12月までの3か月間を除く14か月間に被保険者資格を取得している者は、各月0人から12人の合計45人であるが、28年10月から同年12月までの3か月間に被保険者資格を取得している者は、合計240人（昭和28年10月は43人、同年11月は23人、同年12月は174人）であり、また翌29年10月から同年12月までの3か月間に被保険者資格を取得している者は、合計20人（昭和29年10月は12人、同年11月は4人、同年12月は4人）であることから、28年10月から同年12月までの期間に集中して

被保険者資格を取得させていることが確認できる上、申立人と同時期の 28 年 11 月 19 日に被保険者資格を取得している者が「私は、昭和 27 年 3 月に入社したが、厚生年金保険の加入は本採用となった時点からではないか。」と証言していること、及び 28 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得している者が「私は、昭和 28 年 12 月から日雇いとして勤務した。」と証言していることから、当該事業所では、28 年 10 月から同年 12 月にかけて、新規採用者に加え、それまで厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった者を順次取得させていき、29 年 1 月以降は、雇用形態の区別なく厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた可能性がうかがえる。

また、申立人の当該事業所に係る被保険者名簿の資格取得日は、オンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない上、雇用保険の資格取得日も、厚生年金保険と同じ昭和 28 年 11 月 2 日となっている。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当該事業所の記録を保管している B 社は、「当時の資料は火事で焼失しているため、申立てどおりの届出を行ったかどうかは不明である。」としている上、複数の同僚及び申立期間において当該事業所に係る被保険者資格が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月4日から同年5月1日まで

私は、昭和24年4月4日にA社に入社したが、社会保険事務所に私の厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、被保険者資格の取得年月日が同年5月1日となっていることが分かった。

しかし、A社に私の採用年月日を問い合わせたところ、昭和24年4月4日であるとの回答を得た。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、当該事業所から提出された人事記録、申立人が所持している申立期間当時の日記及び同僚の証言により確認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日（昭和24年5月1日）はオンライン記録と一致している上、被保険者は健康保険の整理番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所の人事記録において、申立人と入社日（昭和24年4月4日）が同じである16人のうち15人については、申立人と同じ24年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうち事情を聴取できた4人のうち2人は、「入社後、1か月間の見習教育期間（試用期間）終了後に、事業所が厚生年金保険の加入手続をしたと思われる。」と証言していることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員に対して、入社

後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

さらに、当該事業所は、「当時の厚生年金保険に関する資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかは不明である。」としている上、申立期間当時、当該事業所に勤務していた者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月から 30 年 10 月 1 日まで

私は、知人の紹介により、昭和 27 年 8 月に A 社に入社し、33 年 6 月に退社するまで、継続して勤務していた。

その間、当該事業所が、経営環境の悪化から不渡りを出して休業した後、社名が B 社に変わったが、事業所の所在地や勤務内容に変更は無かった。

しかし、ねんきん特別便で、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、社名変更後の期間については被保険者記録が確認できるものの、変更前の期間に係る記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において不自然な点は認められない。

また、当該事業所に係る被保険者名簿によると、当該事業所が、厚生年金保険の適用を受けた昭和 24 年 3 月 12 日から 26 年 5 月 1 日までの期間については、27 人が被保険者資格を取得しているところ、同年 5 月 2 日から 29

年5月2日までの期間については、被保険者資格を取得した者は1人もおらず、申立人の同僚のうち、申立人が28年か29年ごろに入社したと記憶している同僚1人及び28年に入社したとしている同僚2人の計3人については、いずれも入社日と被保険者資格取得日が約2年相違しており、このうち2人については、申立人と同じくA社における被保険者記録を確認できず、B社における被保険者記録のみ確認できることから、経緯は不明であるが、A社は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員に対して厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかった可能性を否定できない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、当時の役員及び同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年10月1日から26年2月1日まで  
②昭和26年5月1日から同年12月1日まで  
③昭和28年8月30日から29年1月1日まで

私は、昭和25年10月から28年12月31日までA社に船員として勤務していたが、当該期間の船員保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、入社直後から当該事業所の漁船に乗船し、昭和26年9月に骨折し、下船した後も引き続き、当該事業所に在籍していた。

いずれの期間においても、船員保険料を控除されていたと思うので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の一部において、A社（昭和25年9月13日に商号を、26年12月1日に適用事業所名をそれぞれB社に変更）の漁船に船員として乗船していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

しかし、申立人が覚えている同僚4人のうち1人については、船員保険被保険者名簿において氏名を確認することができない上、申立期間①及び②については、社会保険庁が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿の被保険者資格取得日及び喪失日は、いずれもオンライン記録と一致して

いるほか、被保険者は被保険者証記号番号順に記載されており、申立期間①及び②並びにその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、申立期間③については、社会保険庁の記録上、当該事業所は、昭和28年8月30日に全喪しており、申立期間③は、当該事業所が船員保険を適用されていない期間である上、船員保険被保険者名簿によると、当該事業所におけるすべての被保険者が同年8月30日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管している船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）において、申立人の当時の氏名と同姓同名で生年月日が同じ者の記録が確認でき、当該記録は申立人の船員保険被保険者記録と一致していることから、申立人のものと認められるところ、当該台帳には、申立人に係る障害手当金を算出した記録が記載されており、当該記録では、いずれの申立期間も算定対象期間に含まれていないことが確認できる。

加えて、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び役員は所在不明である上、当時の複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。